

山口県報

令和4年
9月30日
(金曜日)

目次

○告示	統計調査の指定(統計分析課).....
	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しななければならない区域の指定(環境政策課).....
○公告	令和四年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課).....
	岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....
○人委規則	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則.....
	会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則.....
	学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....
○企業管理規程	山口県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程.....

山口県告示第二百八十八号

山口県統計調査条例(平成二十一年山口県条例第二号)第二条第一項の規定により、
統計調査を次のとおり指定する。

令和四年九月三十日

一 統計調査の名称

山口県知事 村岡 嗣政

令和二年山口県商品流通調査 統計調査の目的

この統計調査は、山口県が作成する令和二年山口県産業連関表の基礎資料とするため、地域間における商品の流通状況を把握することを目的とする。

統計調査の事項

(一) 令和二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間について、次の事項を調査する。

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 製造品の自工場生産額
- 3 消費地域別出荷の内訳

調査事項の細目は、知事の定める調査票による。

(二) 統計調査の範囲
この統計調査は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成二十五年総務省告示第四百五号)に定める日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、大分類E「製造業」に属する事業所であつて、有意抽出法により選定した事業所を対象とする。

統計調査の期日

令和四年十一月一日現在で行う。

統計調査の方法

自計申告とし、郵送方式又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う。

山口県告示第二百八十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和四年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

形質変更時要届出区域

- 一 周南市臨海町四の一部
- 二 特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。



(一六四) 令和四年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催
 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、令和三年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

令和四年九月三十日
 山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習会の種別
家畜人工授精に関する講習会
- 二 開催場所
防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農業担い手支援部
美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部
- 三 開催期間
令和四年十一月七日（月曜日）から同年十二月七日（水曜日）まで
- 四 受講者の定員
十五人
- 五 講習に係る家畜の種類
牛
- 六 講習科目

実習	学科		区 分
	専門科目	一般科目	
家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規	科 目
		畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規	

七 受講申込書の提出期限
 令和四年十月二十日（木曜日）
 八 受講の手続
 講習を受けようとする者は、受講申込書を住所を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定
 受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料

一万八千四百二十円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

十一 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課（電話〇八三一九三三―三四三四）又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ

(一六五) 岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和四年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和四年十月十九日（水曜日）午後二時

二 開催の場所

岩国市山手町一丁目一五番三号
 岩国市民文化会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する岩国都市計画道路三・四・七岩国停車場装束線

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和四年十月十二日（水曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇二）山口県土木

建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和四年十月十二日までの消印のあるものに限りま

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べる者が選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三一三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

岩国市三笠町一丁目一番一号

岩国土木建築事務所

岩国市今津町一丁目一四番五一号

岩国市都市開発部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十六号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第八号の二中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十七号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和元年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。第十二条第一項第十三号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十八号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。第十三条第八号の二中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。



山口県企業管理規程第四号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年九月三十日

山口県公営企業管理者 正 司 尚 義

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号の二中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附 則

この管理規程は、令和四年十月一日から施行する。

令和四年九月三十日印刷
令和四年九月三十日発行

発行人所

山口県知事